

議案第 69 号

築上町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の  
制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 9 月 1 日

築上町長 古 市 照 雄

理由

町の特定乳児等通園支援事業の運営基準は国の基準に準じているため、  
急な政令等の改正や大幅な改正があった場合に、遅滞なく対応できるよ  
う、政令等を引用し、規定内容を当該政令等に委ねるリンク式に全部改  
正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。



築上町条例第 号

築上町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

築上町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和 8 年築上町条例第 5 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 54 条の 3 において準用する法第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において「特定乳児等通園支援事業」とは、法第 30 条の 20 第 1 項に規定する特定乳児等通園支援を行う事業をいう。

（特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準）

第 3 条 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 95 号）の定めるところによる。

（委任）

第 4 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

